

指定通所介護運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 ブルーアースジャパンが開設する「デイサービスセンター ブルーアース大里」(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めるとともに要介護状態になってもその利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする

(運営の方針)

第2条 運営方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化を防止するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
- (2) 事業者自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。
- (3) 指定通所介護の提供に当たっては、通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- (4) 指定通所介護の提供に当たる従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- (5) 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行う。
- (6) 指定通所介護は、常に利用者の心身を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 デイサービスセンターブルーアース大里
- ② 所在地 山梨県甲府市大里 1256-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員 1名以上(介護職と兼務)
生活相談員は、サービスの利用申し込みに係る調整、利用者の生活相談、面接、身上調査並びにサービス提供の企画、実施に関すること及び従業者に対する助言指導、通所介護計画の作成、説明等を行う。
- (3) 看護職員 1名(機能訓練指導員と兼務)
看護職員は、利用者の心身状況の把握と指定通所介護サービス提供時に於ける健康管理を行う。
- (4) 介護職員 2名以上
介護職員は、利用者への介護、その他の指定通所介護サービスの提供に従事する。
- (5) 機能訓練指導員 1名(看護師と兼務)
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むために必要な機能の維持、改善及びその減退を防止するための業務に従事する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間は午前9時00分から午後4時10分までとする。
但し、上記営業時間外でも相談等に応じる体制をとる。
- ④ 延長サービスを行う。午後6時00分から午後20時00分の2時間

(利用定員等)

第6条 事業所の利用定員等は、次のとおりとする。

- (1) 利用定員 20人を上限とする。

(通所介護の内容)

第7条 指定通所介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の援助、介護サービス、日常生活動作能力に応じて必要な介助を行う。
- (2) 利用者の心身の活性化を図るための各種サービス（アクティビティ・サービス）を提供する。
 - ア、レクリエーション（アクティビティ・サービス）
 - イ、グループワーク
 - ウ、行事的活動
 - エ、体操
 - オ、趣味活動
- (3) 入浴サービス 必要な入浴サービスを提供する。
 - ア、入浴形態
 - (ア) 一般浴槽による入浴
 - (イ) 機械（リフト）使用した入浴
 - イ、介助の種類（状態に応じて行う）
 - (ア) 衣類着脱
 - (イ) 身体の清拭、洗髪、洗身
 - (ウ) その他必要な介助
- (4) 食事サービス
 - ア、準備、片付け
 - イ、食事摂取の介助
 - ウ、その他必要な介助
 - エ、調理
- (5) 相談、助言 利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及びその助言を行う。
- (6) 送迎サービス 送迎を必要とする利用者については、送迎を行う。
 - ア、移動、移乗動作の介助
 - イ、送迎
- (7) その他利用者に対する便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第9条 指定通所介護（指定介護予防通所介護）を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護（指定介護予防通所介護）が法定代理受領サービスであるときは介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 次項に定める通常の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う介護サービスの送迎に要した交通費は、事業所の実施地域を超える地点と利用者宅の直線距離の往復（1km当たり×100円(税抜)とする。

3 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

- (1) 食費 600円(税抜)／食

(2) 日常生活費

オムツ代 フラットタイプ 120 円(税抜)／枚

パンツタイプ 150 円(税抜)／枚

尿とりパッド 30 円(税抜)／枚

(3) 前各号に掲げるもののほか、通所介護（指定介護予防通所介護）の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で利用者が負担することが適当と認められる費用実費。

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、甲府市（旧上九一色村の地域を除く。）、甲斐市、中央市、中巨摩郡昭和町とする。通常の事業実施地域を超える場合、1 kmあたり 100 円(税抜)を徴収する。

(緊急時における対応方法)

第11条 従業者は、通所介護サービスを実施中に、利用者の身体に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告し、その指示に従って適切に対応しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 通所介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずるものとする。また管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等の連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮を執るものとする。

2 非常災害に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練等を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催

(2) 虐待を防止するための指針の整備

(3) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(4) その他虐待防止のために必要な措置及び実施における担当者の設置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所では、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保持しなければならない。

2 管理者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設けるとともに業務体制の整備に努めるものとする。

3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社ブルーアースジャパンと事業所の管理者とのとの協議に基づいて定められるものとする。

附 則 この規程は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。
平成 25 年 11 月 1 日改定
平成 25 年 12 月 1 日改定
平成 27 年 10 月 1 日改定
平成 28 年 3 月 31 日改定
平成 28 年 6 月 1 日改定
令和 6 年 4 月 1 日改定

変更前	変更後
<p>第4条 (職員の職種、員数及び職務の内容)</p> <p>(3) 看護職員 1名 看護職員は、利用者の心身状況の把握と指定通所介護(指定介護予防通所介護)サービス提供時に於ける健康管理を行う。</p> <p>(4) 介護職員 2名以上 介護職員は、利用者への介護、その他の指定通所介護(指定介護予防通所介護)サービスの提供に従事する。</p> <p>(5) 機能訓練指導員 1名(看護師と兼務) 機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むために必要な機能の維持、改善及びその減退を防止するための業務に従事する。</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第6条 事業所の利用定員等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 利用定員 20人を上限とする。</p>	<p>第4条 (職員の職種、員数及び職務の内容)</p> <p>(3) 看護職員 0名 看護職員は、利用者の心身状況の把握と指定通所介護(指定介護予防通所介護)サービス提供時に於ける健康管理を行う。</p> <p>(4) 介護職員 2名以上 介護職員は、利用者への介護、その他の指定通所介護(指定介護予防通所介護)サービスの提供に従事する。</p> <p>(5) 機能訓練指導員 1名(看護師と兼務) 機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むために必要な機能の維持、改善及びその減退を防止するための業務に従事する。</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第6条 事業所の利用定員等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 利用定員 20人を上限とする。</p> <p>平成25年11月1日改定</p>
<p>第5条 (営業日及び営業時間)</p> <p>事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。</p> <p>① 営業日 月曜日から土曜日までとする。</p>	<p>第5条 (営業日及び営業時間)</p> <p>事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。</p> <p>① 営業日 月曜日から土曜日までとする。</p> <p>平成25年12月1日改定(26年8月遡り提出)</p>
<p>第5条 (営業日及び営業時間)</p> <p>事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。</p> <p>① 営業日 月曜日から金曜日までとする。</p>	<p>第5条 (営業日及び営業時間)</p> <p>事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。</p> <p>① 営業日 月曜日から土曜日までとする。</p> <p>平成27年10月1日改定</p>
<p>第4条 (職員の職種、員数及び職務の内容)</p> <p>(3) 看護職員 0名 看護職員は、利用者の心身状況の把握と指定通所介護(指定介護予防通所介護)サービス提供時に於ける健康管理を行う。</p> <p>(5) 機能訓練指導員 1名(看護師と兼務) 機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むために必要な機能の維持、改善及びその減退を防止するための業務に従事する。</p> <p>第6条 (利用定員等)</p> <p>事業所の利用定員等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 利用定員 10人を上限とする。</p> <p>第9条 (利用料その他の費用の額)</p> <p>指定通所介護(指定介護予防通所介護)を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護(指定介護予防通所介護)が法定代理受領サービスであるときはその1割の額とする。</p>	<p>第4条 (職員の職種、員数及び職務の内容)</p> <p>(3) 看護職員 1名 看護職員は、利用者の心身状況の把握と指定通所介護(指定介護予防通所介護)サービス提供時に於ける健康管理を行う。</p> <p>(5) 機能訓練指導員 1名(看護師と兼務) 機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むために必要な機能の維持、改善及びその減退を防止するための業務に従事する。</p> <p>第6条 (利用定員等)</p> <p>事業所の利用定員等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 利用定員 20人を上限とする。</p> <p>第9条 (利用料その他の費用の額)</p> <p>指定通所介護(指定介護予防通所介護)を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護(指定介護予防通所介護)が法定代理受領サービスであるときは<u>介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合に記載された負担割合を乗じた額とする。</u></p> <p>平成28年3月31日改定</p>

<p>第4条 (職員の職種、員数及び職務の内容)</p> <p>(3) 看護職員 1名</p> <p>看護職員は、利用者の心身状況の把握と指定通所介護(指定介護予防通所介護)サービス提供時に於ける</p> <p>(5) 機能訓練指導員 1名</p> <p>機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むために必要な機能の維持、改善及びその減退を防止するための業務に従事する。</p>	<p>第4条 (職員の職種、員数及び職務の内容)</p> <p>(3) 看護職員 1名(機能訓練指導員と兼務)</p> <p>看護職員は、利用者の心身状況の把握と指定通所介護(指定介護予防通所介護)サービス提供時に於ける</p> <p>(5) 機能訓練指導員 1名(看護師と兼務)</p> <p>機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むために必要な機能の維持、改善及びその減退を防止するための業務に従事する。</p> <p>平成28年6月1日改定</p>
	<p>条文追加</p> <p>(虐待の防止のための措置に関する事項)</p> <p>第13条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催</p> <p>(2) 虐待を防止するための指針の整備</p> <p>(3) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施</p> <p>(4) その他虐待防止のために必要な措置及び実施における担当者の設置</p> <p>2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。</p> <p>令和6年4月1日改定</p>
	<p>指定予防通所介護の利用受け入れを中止したため指定予防通所介護に関わる文言の削除</p> <p>令和6年4月1日改定</p>